

角田市建設工事執行規則の一部を改正する規則の新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(前金払)</p> <p>第36条 工事執行者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律第5条第1項の規定による登録を受けた保証事業会社の保証に係る工事（請負代金の額が1件150万円以上のものに限る。以下「保証工事」という。）に要する経費について、その保証工事の請負代金の額の10分の4を超えない範囲内で、前金払の契約をすることができる。</p> <p>2 前項の場合において、工事執行者は、請負者から前払金保証証書（証書謄本のほか写し1通）の寄託を求め、保管しなければならない。設計変更等の理由により前払金保証証書の記載事項に変更を要する場合もまた同様とする。</p> <p><u>(中間前金払)</u></p> <p><u>第36条の2 前条第1項の契約をした工事執行者は、当該契約に係る工事（請負代金の額が1件500万円以上で、かつ、工期が100日以上のものに限る。）に要する経費について、必要があると認定したときは、その工事の請負代金の額の10分の2を超えない範囲内で、中間前金払（前条の規定による前金払に追加して行う前金払をいう。）の契約をすることができる。</u></p> <p><u>2 前項の場合において、工事執行者は、請負者から中間前払金保証証書（証書謄本のほか写し1通）の寄託を求め、保管しなければならない。設計変更等の理由により中間前払金保証証書の記載事項に変更を要する場合もまた同様とする。</u></p> <p><u>3 第1項に規定する認定の基準については、別に定める。</u></p>	<p>(前金払)</p> <p>第36条 工事執行者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律第5条第1項の規定による登録を受けた保証事業会社の保証に係る工事（請負代金の額が1件150万円以上のものに限る。以下「保証工事」という。）に要する経費について、その保証工事の請負代金の額の10分の4を超えない範囲内で、前金払の契約をすることができる。</p> <p>2 前項の場合において、工事執行者は、請負者から前払金保証契約書（証書謄本のほか写し1通）の寄託を求め、保管しなければならない。設計変更等の理由により前払金保証契約書の記載事項に変更を要する場合もまた同様とする。</p>

角田市建設工事執行規則の一部を改正する規則の新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(部分払)</p> <p>第37条 契約により工事の完成前に工事の既済部分に対する請負代金相当額を支払う必要がある場合における当該支払金額は、その既済部分に対する10分の9を超えることができない。ただし、契約で定めた可分部分の完成の場合の既済部分については、その代価の全額まで支払うことができる。</p> <p>2 前項の支払回数の限度は、前金払を行なったものにあつては次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める回数とし、前金払を行なわないものにあつては3回とする。</p> <p>(1) 中間前金払を行った場合 1回</p> <p>(2) 中間前金払を行なわない場合 2回</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規則は、平成30年12月1日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この規則による改正後の第36条の2及び第37条の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行う契約から適用し、施行日前に行う契約については、なお従前の例による。</p>	<p>(部分払)</p> <p>第37条 契約により工事の完成前に工事の既済部分に対する請負代金相当額を支払う必要がある場合における当該支払金額は、その既済部分に対する10分の9を超えることができない。ただし、契約で定めた可分部分の完成の場合の既済部分については、その代価の全額まで支払うことができる。</p> <p>2 前項の支払回数の限度は、前金払を受けたものにあつては2回、前金払を受けないものにあつては3回とする。</p>